



黄遵憲「日本雜事詩」原本訳注稿(一)

林, 香奈
劉, 雨珍

(Citation)

未名, 43:63-90

(Issue Date)

2025-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100504956>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100504956>



黄遵憲「日本雜事詩」原本訳注稿（一）

林 香奈
劉 雨珍 訳注

本稿では、定本『日本雜事詩』二〇〇首が編纂される過程で修正・削除された、原本にのみ残る詩および自注についての訳注を試みる。今回の訳注稿の範囲は、定本巻一相当部分とする。

なお、定本には清光緒二十四（一八九八）年長沙富文齋重刊『日本雜事詩』（復旦大学蔵本）、原本には同文館聚珍本（九州大学蔵本）を使用する。必要に応じて梧州本（北京国家図書館蔵本）、王韜本（歿園叢書所収本）、飯島訓点本（東京都立図書館実藤文庫本）、清刊本（実藤文庫蔵本）を参照する。

A 原本「其十三」（定本「其十四」）

梧桐葉落閨難知	梧桐 葉 落つるも 閨 知り難く
萸莢枝抽不計期	めいぎよう 枝に抽んずるも 期を計らず
只記看花攜酒去	只だ記す 花を見るに酒を携えて去くを
明朝日曜得閑時	明朝は日曜にして閑を得るの時なるに

〔韻字〕 知・期・時（上平四支）

B ①第一句 梧桐の葉の様子で閏月を知った故事。ここでは、古来の方法もあてにはならないことをいう。『太平御覽』卷九五六に「遁甲經に曰く、梧桐 生ぜずんば、則ち九州 君を異にす、と。」また「梧桐は以て日月に閏無きを知る、十二葉を生じ、一辺に六葉有り。下従り数えて一葉を一月と爲す。閏有らば、則ち十三葉あり、葉の小さき者を視れば、則ち閏の何月なるかを知る。生ぜずんば、則ち九州は各おの君を異にし、天下 同じからざるなり」と見える。清、陳元龍『格致鏡原』卷六十五にも遁甲書の同様の記事を引く。

②蓂莢 堯のときに生じたとされる瑞草。『藝文類聚』卷九十八祥瑞に「白虎通に曰く、……日歴は其の分を得、即ち蓂莢は階間に生ず。蓂莢は、樹の名なり。月に一日一莢生じ、十五日にして畢り、十六日に至り、一莢去る。故に夾は階ありて生じ、以て日月を明らかにするなり。」「太平御覽」卷四に「帝王世紀に曰く、堯の時 草夾有り、階ありて生じ、毎月朔日に一莢を生じ、月の半ばに至らば、則ち十五莢を生じ、十六日の後に至りて、日に一莢を落とす。月の晦に至りて尽くるは、月の小くるが若く、一莢を余す、王者は是を以て歴を占い、唯だ盛徳の君、和氣に応じて生ず、以て堯の瑞と爲し、名づけて蓂莢と曰い、一に歴莢と名づけ、一に瑞草と名づく。」

③枝抽 枝から花芽が出ること。梁、簡文帝「梅花賦」(『漢魏六朝百三家集』卷八十二上・梁簡文帝集)に「豔を四照の林に吐き、榮を五衢の路に舒ぶ。既に玉の綴りて珠の離はななるがごときも、且つ冰懸りて電布く。葉は嫩にして出づるも未だ成らず、枝は心を抽ひんずるも故きを挿す」とある。「抽心」は花芽が出ること。この詩における「抽」も同義か。唐、李懷遠「鳳閣南廳槐樹半生死」詩に「庭槐歲月深く、半死にして尚お心を抽す」とある。

④第三・四句 もとは「只だ記す明朝は日曜にして閑を得るの時なれば、花を看るに酒を携えて去くを」とすべきところを、押韻の都合で顛倒させているか。

⑤得閑 ひまを得る。韓愈「東都遇春」詩(『五百家注昌黎文集』卷四)に「閑を得るも作す所無し、視聽を辞せんと欲するを貴ぶ」、蘇軾「病中游祖塔院」詩(『蘇詩補註』卷十)に「病に因りて閑を得るも殊に悪しからず、心を安んずるは是れ葉にして更に方無し」とある。

C 梧桐の葉が落ちても閏がいつなのかは知りがたく、(堯の頃に生じたという瑞草である) 蓂莢が枝から花芽を伸ばしても、時期は計れない。(西洋の暦を導入すれば) 明日は日曜で暇ができるので、酒を携えて花見に行けるということだけはわかる。

D 西歴^(マ)を用いて自り、三百六十五日を以て一年と為し、二月は止だ二十八日のみにして、一、三、五、七、八、十、十二は皆な三十一日、余は則ち三十日なり。月に閏を置かずして、日に閏に至る。約四年にして一閏あり、閏なれば則ち二月に一日を加う。蓋し歳は実に三百六十五日にして、其の小余は二五三六一二為り。故に四年に必ず閏を置くなり。其の日を紀するに、七政を用いて日月火水木金土を以て序と為して、之を日に繋いで月曜火曜となすと云う。亦た安息日を日曜日に用いて假を給う。中歴^(マ)の房、虚、昴、星の四宿に当たるなり。

E ①小餘 暦の計算において、一年の総日数を六十で割った際に、一日に満たない数を指す。大余は六十未満の数。②七政 日月と五星(木火土金水)。『尚書』舜典に「璿璣玉衡に在りて、以て七政を斉う。」伝に「七政は、日月五星各おの政を異にす。」疏に「七政は、日月と五星とを謂うなり。」③房、虚、昴、星 いずれも星の名、二十八宿の一つ。房宿は東方青龍、虚宿は北方玄武、昴は西方白虎、星は南方朱雀に属する。

F 西洋の暦を用いてから、三百六十五日を一年とし、二月だけは二十八日とし、一、三、五、七、八、十、十二月はいずれも三十一日、他は三十日とした。閏月は置かず、閏日を置いた。約四年に一度閏日があり、閏日を設け

る年は二月に一日を加える。一年は実際には三百六十五日と、〇・二五六三六一二の余りがある。そのため四年のうちには必ず閏を置くのである。その日を秩序立てるのに、七政（日月と五星）を用いて日月火水木金土によって順番を定め、これを日（光）に結び付けて月曜、火曜としたという。また安息日を日曜日として休暇を与えることとした。中国における暦の房、虚、昴、星の四宿に相当する。

G 定本の詩は「紀年史創春王月、改朔書焚夏小正。四十餘周傳甲子、竟占龜兆得横庚。」自注も完全に改訂されている。「其十四訳注稿」（『未名』十四号掲載、一九九六年三月）参照。

A 原本「其十八」（定本「其十九」）

夕陽紅樹散雞豚 夕陽 紅樹 雞豚散じ

薺麥青青又一村 薺麥さいばく 青青として又た一村あり

茅屋數家籬犬臥 茅屋 數家 籬に犬臥し

不知何處有桃源 何處に桃源有るかを知らず

〔韻字〕豚・村・源（上平十三元）

B ①雞豚 鶏と豚。『礼記』大学に「馬乗を畜やしなえは、雞豚を察せず。伐冰の家は、牛羊を畜やしなわず。」鄭玄注に「馬乗を畜うは、

士の初めて試みらるるを以て大夫と爲るを謂うなり。伐冰の家は、卿大夫以上……雞豚牛羊は、民の畜養して以て利を爲す所の者なり。」また杜甫「刈稻了詠懷」詩（『杜詩詳註』卷二十）に「寒風 草木疎たり、旭日 雞豚散ず」とある。②薺麥 なずな

と麦。『淮南子』に「陰に午を生ず、故に五月は小刑と爲す、薺麥 亭歷ていれき枯る。」『毛詩』邶風・谷風に「誰か荼を苦にがしと謂う、其

の甘きこと薺の如し。」③青青 草木が茂るさま。『毛詩』衛風・淇奥に「彼の淇の奥を瞻るに、緑竹青青たり。」毛伝に「青青は、茂盛の貌。」④茅屋 茅葺きの家。『左伝』桓公二年に「清廟茅屋。」杜預注に「茅を以て屋を飾り、儉を著す。」杜甫「春日江村」詩其一に「茅屋還た賦するに堪え、桃源自ら尋ぬべし。」

C 夕陽が樹木を紅く染める頃、鶏や豚は放し飼いにされている。薺や麦の苗は青青としている、その畑の向こうにまた一つの村がある。茅葺きの粗末な家が数軒あり、籬には犬が寝ている。どこに桃源郷があるかわからない。

D 初めて来りて平戸に泊まりし時、脛に循あそいて行けば、夕陽の紅き処、麦苗は正に青く、民家を過ぐれば、馬鈴薯有り、之を購わんと欲し値を給予するも受けず。民風は渾朴にして、桃源に入るが如し。【又た聞くならく長崎の婦姑には勃谿の声無く、道に拾遺する者有らば、必ず主とする所を詢うて之に帰す。商人の傭いし所の客作の人輒ち筭論を司らしむるに、他 出て帰るも、失う者無し、と。盛んなる哉、此の風、所謂 人の礼讓を崇び、民盜淫せざる者か。】聞くならく、二三十年前は内地には此の如きもの多きも、今 東京、横浜、神戸の民、半ばは狡黠なること常に異なれると。

E ①渾朴 質朴、淳厚なさま。蘇轍「乞賜張宣徽謚札子」(『欒城後集』卷十六)「(張方平) 性は本より渾朴、名譽に近づかず。終るに臨んで其の子孫に戒めて、謚を請い碑を立てるを許さず。」

F 平戸に停泊したばかりの時、あぜ道にそって歩いて行くと、夕陽の赤く照らす頃に、麦の苗が青青と茂ってお

り、民家を通り過ぎると、馬鈴薯が置いてあって、代金を支払って買おうとするが、代金を受け取らない。人民の風気は質朴で、まるで桃源郷に入ったかのようにであった。【中略】また聞くとここでは、二三十年前の本州でもこのような状況であつたらしいが、今では東京や横浜、神戸の民の半数は、並々ならぬ狡猾さであるという。

G 定本の詩は「九州地脈阻昆崙、裊海環瀛水作門。圓嶠方壺雖妄語、分明世外此桃源。」自注の【一】内は定本に同じ。「其十九訳注稿」(『未名』十五号掲載、一九九七年三月) 参照。

(以上、林 香奈)

A 原本「其二十五」(定本になし)

海東倘^{もし}是沃焦山 海東倘^{もし}くは是れ 沃焦山ならん

虹靱霞車數往還 虹靱霞車^{こうじんかしゃ} 數^{しばしば} 往還す

未許六丁衝鐵壁 未だ六丁の鉄壁に衝^{あた}るを許さざるに

要留冊府在人間 冊府を留めて人間に在らしめんことを要^{もと}む

〔韻字〕山・還・間(上平十五刪)

B ①沃焦山 古代伝説における東の海の底にある大石の山。郭璞「江賦」(『文選』卷十二)に「信陽より出でて長く邁^ゆき、大

壑と沃焦とに淙^{あつま}る」とあり、李善注が『玄中記』を引いて「天下の大なる者は、東海の沃焦なり。水之に灌^{そそ}ぎて已まず。沃焦は山の名なり。東海の南方の三万里に在り」と言う。②虹靱霞車 靱は引き綱。霞車は火の神の車。韓愈「陸渾山火和皇甫湜

用其韻」詩(『全唐詩』卷三三九)に「緹顏韎股豹の両韃、霞車虹靱 日の穀輶^{こくけん}」とある。穀輶とは車のこしきとおおい。ここで

は韓愈が詠んだ陸渾山の火と結びつけて日本の火山のことを言う。

③六丁 道教では丁卯、丁巳、丁未、丁酉、丁亥、丁丑を

陰の神とし、天帝の使者。『後漢書』孝明八王列伝・梁節王暢伝に「從官の卜筮^{べんぎ}は自ら能く六丁を使い、善く夢を占うと言う。暢

数^は卜筮せしむ」とあり、李賢注に「六丁とは六甲中の丁の神を謂うなり。若し甲子の旬中ならば、則ち丁卯を神と為す。甲寅の

旬中ならば、則ち丁巳を神と為すの類なり。役使の法は、先ず齋戒し、然る後に其の神至りて、遠方の物を致さしめ、及び吉凶

を知るべきなり」とある。なお柳宗元の作に仮託した『河東先生龍城録』卷上「上帝追攝王遠知易総」条（百川学海本）による

と、唐の上元年間（六七四―六七六）、台州の道士王遠知が易を善くし、人の死生禍福も善く分かり、『易総』十五卷を作り秘藏し

た。ある日、その書物を日にあたらせると、たちまち雷雨が起こり、雲霧の中に一老人が下りてきて、王遠知に次のように怒っ

て言った。「漏らすところの書物は今どこにあるのか。私は上帝に命じられて六丁雷電を率いてそれを探し求めに來たのだ」と。

王遠知は恐れて地を掘ると、旁に六人の青い服を着ている人達が、すでに書物を捧じて立っている。その書物がすなわち『易総』

であるという。④冊府 帝王の書冊を藏するところ。『晋書』葛洪伝論に「奇を冊府に紬^ぬき、百代の遺編を総ぶ。化を仙都に紀

し、九丹の祕術を窮む」とある。

C 日本は東の海に位置してまるで沃焦山ではあるまいか。虹の引き綱で火の神の車がしばしば行き來するように火山が活発である。天帝の使者である六丁が居室の鉄壁に当たるように書物を守めることは許されず、人々は書籍をこの世に残そうと色々と工夫している。

D 亦た火山有り。遙かに之を望めば、黒烟 盤盤たり。伊豆の大島山なり。國中常に火災を患うは、板屋を以てするの故なり。居室に皆な土庫有り。之に傳するに鉄を以てす。

E ①盤盤 まがりめぐるさま。李白「蜀道難」詩（『李太白集』卷三）に「青泥 何ぞ盤盤たる、百歩九折 巖巒を繋る」とある。
②伊豆之大島山 伊豆大島は東京都伊豆諸島の最北に位置する火山島。富士火山帯に属する三原山の噴出によってできたもので、面積は約九十一平方キロメートル。
③板屋 板葺きの家。
④土庫 土蔵。松浦清『甲子夜話』続篇卷五十七に「土庫板屋は、漸壞を以てする者は比比として之有り」とある。
⑤傳 加える。取り付ける。『史記』韓信盧縮列伝に「護軍中尉の陳平 上に言いて曰く、胡は全て兵なり。請うに彊弩をして両矢の外嚮を傳せしめ、徐行して出囲せよ、と」とある。

F 日本にはまた火山もある。遠くからそれを望むと、黒い煙がもくもくと立ち上っている。それが伊豆の大島山である。国中がいつも火災に見舞われたのは、木造の家屋だからである。居室には、みな土蔵があつて、鉄の壁が取りつけてある。

G 定本では本詩と自注が削除されている。

（以上、劉 雨珍）

A 原本「其三十九」（定本「其三十九」）

萬戸烟青煮海波 万戸烟青く 海波を煮る

鹵鹽勝雪趁墟多 鹵塩 雪に勝り 墟に趁くもの多し

欲輸民竈增官帑 民竈より輸して官帑を増さんと欲するも

無地行鹺可若何 地として鹺しおを行う無く 若何にすべき

〔韻字〕波・多・何（下平五歌）

B ①萬戸 多くの家。班固「西都賦」〔「文選」卷二〕に「千門を張りて万戸を立て、陰陽に順いて以て閭を開く。」②烟青 黒

い煙。陸游「冬夜詩」〔劍南詩稿〕卷四十八に「孤村月白く衣杵を聞く、破竈煙青く芋麩いもがねを煮る」とある。③海波 唐の方干

「題陸州烏龍山禪居」詩〔玄英集〕卷四に「人世駢馳す方丈の内、海波搖動す一杯の中。」④鹵塩 「鹵」は天然の塩。〔鹽〕

は人の精製した塩。〔説文〕に「鹽は鹵なり。天生は鹵と曰い、人生は鹽と曰う。」李時珍『本草綱目』卷十一金石之五「鹵鹹」に

「山西の諸州の平野、及び太谷、榆次ゆじの高亢なる処、秋間に皆な鹵を生じ、之を望むに水の如く、之に近づけば積雪の如し。土人刮きて之を熬て鹽を為す、微かに蒼黄色なる者有り、即ち鹵鹽なり。」⑤趁墟 市場へ出かける。「趁」は赴く。「墟」は人の集

まる市。柳宗元「柳州峒氓」詩〔柳河東集〕卷四十二に「青箬もて塩を裹みて峒に帰る客、緑荷もて飯を包みて虚に趁く人。」

清の李光庭『鄉言解頤』卷二「市集」に「村莊の市集に赴くは趕集と曰う、即ち南人の趁墟なり。」⑥輸民竈 「輸」は献納す

る。税を納める。漢、桓寛『塩鉄論』本議に「往者むかし、郡国諸侯は各おの其の方の物を以て貢げ輸す。」「竈」はかまど。ここでは塩

竈。『左伝』成公十六年に「井を塞ぎ竈を夷げ、軍中に陳べて、行首を疏にせん。」⑦官帑 国庫。また国庫の金。元の盧琦「惠

安道中」詩〔圭峯集〕卷上に「官帑は新賦を需め、公田は旧租を索む。」明の唐順之「建陳渡石橋記」〔荊川集〕卷八に「其

の財は諸みなを願助の家に取り、官帑の一錢をも費やさず。其の力は諸を傭食の夫に取りて、公徭の一卒をも勞せず」とある。⑧

鹺 塩の別名。『礼記』曲礼下に「鹽は鹹鹺と曰う。」鄭玄注に「大鹹は鹺と曰う。」

C 多くの家々が黒い烟を立ち上げて、海水を煮ている。塩田の砂から精製された塩は雪にも勝る白さで、市場に買ひに出かける者も多い。民間の塩竈から税金を徴収して国庫の金を増やそうとするが、塩作りを行うところも無

いので、どうしたものか。

D 物として税計せざる無し。明治十年、酒税、烟草税、共せて銀錢二百七十三万六千三百十円を収む。惟だ塩のみ独り税無し。蓋し沙を漉し波を熬にれば、随処にして有り、故に税する能わざるのみならん。日本は上古に泥土ういじにあみごと煮尊、沙土煮尊すいじにあみごと有り、即ち塩利を興こす者なり。

E ①税計 とりたてかぞえる。 ②熬 火で煎ること。また煮ること。王建「隱者居」詩（『王司馬集』卷三）に「何れの物か

長食あたに中る、胡麻は慢火もて熬る。」 ③泥土煮尊、沙土煮尊 記紀に見える神の名。泥土煮尊は男神、沙土煮尊は女神。『古事

記』では宇比地邇神、須比智邇神。『古事記』神世七代に「天地初めて発れし時に、高天原に成りし神の名は、天之御中主神。……

次に成りし神の名は宇比地邇神、次に妹須比智邇神。……是に天つ神諸の命以て、伊耶那岐命、伊耶那美命の二柱の神に詔く、

……二柱の神、天の浮橋に立たして、其の沼矛を指し下して以て画かかば、塩しほをろこをろに画かき鳴らして、引き上げし時に、其

の矛の末より垂り落ちし塩の累積して島と成る」とあり、日本は塩の島（おのころじま）から始まるとする。 ④塩利 塩を売っ

て得る利益。『後漢書』朱暉伝に「塩利官に帰せば、則ち下人窮怨し、布帛租と為せば、則ち吏に姦盜多し。』『宋史』食貨志下三

に「宋は諸国を削平せしより、天下の塩利は皆な県官に帰す。」

F 税金を掛けないものはない。明治十年、酒税、烟草税、あわせて銀錢二百七十三万六千三百十円を徴収した。ただ塩だけは税を掛けない。恐らく砂を漉して海水を熬にれば、どこでも塩ができるので、税を掛けることができないだけのことであろう。日本には上古の時代に泥土ういじにあみごと煮尊、沙土煮尊すいじにあみごとという神々がいて、彼らが塩を売って得られ

る利益を考えた者である。

G 定本の詩は「六幹五均官畫備、踏零都數法俱嚴。禁烟禁酒工言利、獨握牢盆不道鹽。」自注はすべて改訂している。「其三十九訳注稿」(『未名』十六号掲載、一九九八年三月) 参照。

A 原本「其三十七」(定本「其四十」)

聞説きくならく和同 始めて紀年すと

近來又學佛頭錢 近來 又た學ぶ 仏頭錢

雙雙龍鳳描新樣 双双龍鳳 新樣を描き

片紙分明金一圓 片紙分明なり 金一円

〔韻字〕年・錢・圓(下平一先)

B ①和同 和同開珎。古代の日本の錢貨で、唐の開元通宝を模したもの。和銅元(七〇八)年五月および八月に銀錢と銅錢を發行したとされる(『続日本紀』)。長く日本最古の貨幣とされてきたが、現在ではそれに先行して、天武天皇の六八三年發行の「富

本錢」があつたとされている。②仏頭錢 スペイン銀貨の中でも、国王カルロス三世像を鑄込んだ十八世紀後半の銀貨は「仏

頭」とも称された。「又た學ぶ」というのは、明治政府が貨幣制度を再整備する必要から、明治四(一八七二)年に新貨條例を公布し、世界通貨として広くアジアにも流通していた円いスペイン銀貨を「一円」(メキシコドルに相当)と数えたことから、新貨幣の単位として「円」を制定したことを指して言っているか。その翌年には国立銀行條例が公布され、紙幣「明治通宝」が發行された。③第三句 明治五(一八七二)年に發行された明治通宝の図柄をいう。④片紙 紙切れ。唐の段成式『酉陽雜

組』壺史に「月を壁上に帖つくこと片紙の如くなるのみ。」

C 聞くとところによると、和同開珎が初めて年号を記した貨幣であるらしい。(和同開珎は唐の開元通宝にならったが)近年はまたスペイン銀貨に学んで(通過単位を決定して)いる。(さらに明治通宝になると)一対の龍と鳳風という新しい模様を描き、紙切れにはつきりと金一円と書いている。

G 定本の詩には「聞説和同始紀年、孔方漸變橢成圓。通神使鬼真能事、土價如金紙作錢」とあり、自注には改訂はないが、末尾には「竟與通行貨幣等」の一文が附されている。「其四十訳注稿」(『未名』十六号掲載、一九九八年三月)参照。

A 原本「其四十二」(定本「其四十三」)

禊詞拜手誦中臣

はらえのことば
禊詞なかつみ拜手して中臣誦す

國罪湔除仗大神

せんじよ
国罪は湔除すること大神に仗る

訟許探湯刑翦爪

くがたち
訟は探湯に許せ まか 刑は爪を翦る

無懷長憶葛天民

無懷 長く憶う葛天の民

〔韻字〕臣・神・民(上平十一真)

B ①禊詞 大祓の際に唱える祝詞。大祓は、六月と十二月の晦日に朝廷において人々の罪を祓い清める祭事で、中臣氏が大祓の詞を読みあげたことから中臣祓とも呼ばれた。後に大祓は公的な祓を指すのに対し、神前において行われる私的な祓を中臣祓

というようになったという。② 拝手 跪き手をついて拝礼すること。③ 中臣 注①を参照。④ 國罪 国津罪。『延喜式』

祝詞「六月晦大祓」に、「天津罪と、畔放あまつつみ（畔を壊して田に注ぐ水の流れを変えること）、溝埋みぞうみ（溝を埋めて田に水が流れぬように

すること）、樋放ひはなち（田に水を流す樋を壊すこと）、頻蒔しほまき（人が種を播いた土地にさらに種まきして成長を阻害すること）、串刺くし（田

の境界に杭を立てること）、生剥いけはぎ（生き物の皮を生きたまま剥ぐこと）、逆剥さかはぎ（生き物の皮を逆に剥ぐこと）、屎戸くそと（祭場を汚物で

汚すこと）。許許太久ここだくの罪を天津罪と法り別けて、国津罪くにつみとは生膚断ち、死膚断ち、白人しろひと（肌が白くなる病）、胡久美こくみ（瘡のできる

病）、己が母を犯せる罪、己が子を犯せる罪、母と子と犯せる罪、子と母と犯せる罪、畜犯せる罪。昆虫の災、高津罪の災（天災）、

高津鳥の災（猛禽による害）、畜仆けふたふし、蠱物まじものせる罪（家畜を殺して人を呪うこと）。許許太久の罪出でむ」とある。⑤ 漣 洗い清

める。⑥ 大神 大いなる神。『左伝』襄公九年に「公孫舍之曰く、大神に昭らかにして要言すと。」⑦ 探湯 盟神探湯くがたち。釜の中

に泥を入れて煮沸し、訴訟の当事者にその中の小石を探り出させ、手の爛れの有無で、事の真偽を決する方法。『日本書紀』允恭

四年九月の条に、「盟神探湯、此れ区訶陀智くがたちと云う。或いは泥を釜に納れて煮沸して、手を攪りて湯の泥を探る。或いは斧を火色

に焼き、掌に置く」とある。⑧ 剪爪 「剪爪」の語は『尚書大伝』卷二（四庫全書本）に「湯 桀を伐ちしの後、大旱あるこ

と七年、史卜して曰く、当に人を以て梃を為すべしと。湯乃ち髪を剪り爪を断ち、自ら以て牲と為り、而して桑林の社に梃るに、

雨大に至ること、方数千里なり」とあるように、もとは雨を祈る行為。ここでは日本の古代における刑罰をいう。⑨ 無懷

無懷氏。中国古代の帝王。その治政は人々に太平をもたらしした。陶潛「五柳先生伝」（『陶淵明集』卷五）に「觴を銜み詩を賦し、

以て其の志を樂しむ。無懷氏の民か、葛天氏の民なるか」とある。また宋の羅泌『路史』禪通紀三・無懷氏に「無懷氏は、帝太

昊の先なり。其の世を撫するや、道を以て生を存し、徳を以て刑を安んず。……当世の人其の食に甘んじ、其の俗を樂しみ、其

の居に安んじて其の生を重んず」とある。⑩ 長憶 いつも思う。李白「月下吟」詩に「解く道う澄江淨らかなること練の如し

と、人をして長く謝玄暉を憶わしむ。」⑪ 葛天 葛天氏。古代の帝王。宋の羅泌『路史』禪通記に「葛天なる者は、……其の治

を為すや、言わずして自ずから信ぜられ、化せずして自ら行われ、蕩蕩乎として能く之を名づくる無し」とある。なお第四句は「長憶無懷葛天民」とすべきところが、平仄の都合上、語順が入れ替わっている。

C 拝礼して中臣氏は禊詞を朗誦する。国罪は大神によつて洗い清める。訴訟をした場合は、盟神探湯にその判断を任せ、刑罰としては爪を翦る。無懷氏や葛天氏のよき時代の民のことをいつも想う。

G 定本の詩は「拜手中臣罪祓除、探湯剪爪仗神巫。竟將老子篋中物、看作司空城旦書。」自注は改訂していない。「其四十三詠注稿」(『未名』十六号掲載、一九九八年三月) 参照。

A 原本「其四十三」(定本「其四十六・四十七」)

花棒横持當佩刀 花棒 横に持ち佩刀に当つ

嚴妝竟日徹深宵 嚴妝して竟日 深宵を徹す

燭龍報道人家火 燭龍 人家の火を報道すれば

樓上懸鐘早亂敲 樓上の懸鐘 早に乱敲す

〔韻字〕刀・宵・敲 (下平二蕭)

B ①花棒 未詳。ここでは警察官が携帯した警棒・警杖のことを指すか。東京警視庁創設以来(自注E①参照)、一等巡査は帶劍、二等巡査以下は警棒・警杖の携帯が認められている。仮にこの詩全体が消防組織を詠ったものとするれば、花棒はあるいは火消組が持つまとい(吹き流し)のことか。ここはひとまず自注によつて解釈する。②佩刀 腰に帯びた刀。『漢書』王尊伝に「王

色を變じて尊を視、意は之を格殺せんと欲し、即ち好く尊に謂いて曰く、願わくは相君の佩刀を觀ん、と。」③嚴妝 きちんと身なりを整える。「爲焦仲卿妻作」(『玉台新詠』卷二)に「雞鳴きて外は曙あけけん」と欲す、新婦は起ちて嚴妝す。」④竟日 終日。『列子』説符に「笑わざること日を竟おう。」⑤燭龍 日が照らさない西北の国で、燭をくわえて照らす人面龍顔の神。『山海經』大荒北經に「西北海の外、赤水の北、章尾山有り。神有り、人面蛇身にして赤く、直目正乗にして、其の瞑するや乃ち晦となり、其の視るや乃ち明となり、食わず寝ず息わず、風雨是れ調す。是れ九陰を燭くわらす、是れ燭龍と謂う。」『楚辭』天問に「日安くにか到らざる、燭龍何ぞ照らせる。」王逸注に「天の西北に幽冥無日の国有り、龍有りて燭を銜みて之を照らすを言うなり。」

C 警棒を自在に持つて火消しにあたるさまは、佩刀の武士に相当する。きちんと身なりを整えて、一日中、夜を徹して任務に当たる。燭龍が暗闇を火で照らすように、人家に火事が起こったという知らせがあれば、火の見櫓に吊された鐘を早くも打ち鳴らす。

D 警視局は以て不虞に備え、以て非違を検む。六十戸毎に巡らすに一人を以てす。扨かんしやう擲を司る者は棒を持して巡行す。刻を計りて代わるを請い、夜深くして散ぜず。火作おこれば、則ち鐘を敲き、以て警を伝う。【車は游龍の如く、穀撃して馳せ集まり、畚もっこを陳ぶる者、罍はきを負う者、梯を備うる者、皆な一たび呼びて四もに応ず。】

E ①警視局 明治に入り江戸の定火消や町火消などは管轄が整理され、東京では明治七(一八七四)年の警視庁創設に伴い、消防がその管轄下に置かれた。詩の前半二句は警視庁の職務について、後半の二句はその管轄下にあった消防活動について述べている。②不虞 思いがけない出来事。災い。『毛詩』大雅・抑に「爾の人民を質し、爾の侯度を謹み、用つて不虞を戒しむ。」

③非違 法律に違反する者。 ④扞擻 夜廻り。守衛。『明史』楊廷和伝に「各營兵を選び、皇城の四門、京城の九門及び南北の

要害に分布し、廠衛御史は其の属を以て扞擻す。」 ⑤請代 交替を求めること。『後漢書』淳于恭伝に「王莽の末、歳饑に兵起こ

り、恭の兄の崇 將に盜の亭^にる所と為らんとするに、恭は代わらんことを請い、俱に免かるを得。」 ⑥伝警 伝え戒める。『漢

書』叔孫通伝に「是に於いて皇帝の輦は房を出で、百官は戰を執りて警を伝え、諸侯王以下を引きて吏六百石に至るまで次を以

て奉賀す。」顔師古注に「声を伝えて警を唱す。」 ⑦車如游龍 これ以下の文章は、同文館本・梧州本には見られるが、王韜本で

は削除されている。「游龍」は素早く駆けるさま。『後漢書』皇后紀上・明德馬皇后に「前に濯龍門上を過ぎ、外家に起居を問う者

を見るに、車は流水の如く、馬は游龍の如し。」 ⑧轂擊 車の轂同士がぶつかること。往來の激しいこと。『史記』蘇秦列伝に

「臨菑の塗、車は轂擊し、人は肩摩す」 ⑨畚 もっこ。土や物を入れて運ぶためのかご。 ⑩壘 ほとき。大きな甕。

F 警視庁は不測の事態に備え、違法者を取り締まる。六十戸ごと一人が巡回する。巡視を司る者は警棒を持って見回る。時間を計って交替し、深夜になっても解散することはない。火事が起これば、鐘を敲いて警告を発する。【車は游龍の如く素早く、轂^{こしき}を撃ち合わせるように馳せ集まって、畚をならべる者、壘を背負う者、梯を準備する者など、みな一たび呼びばれるとそれに応じて四方から駆けつけてくる。】

G 定本の詩は「時檢樓羅日歷看、沈沈官屋署街彈。市頭白鷺巡環立、最善鳩民是鳥官。」定本の自注では冒頭の一文を「警視之職以備不虞、以檢非爲総局以外、分區置署。大凡戸數二萬以上、設一分署」とし、「請」字を「受」に作る。なお、自注の【】部分は王韜本にはない。また定本第四十七首の詩および自注は原本にはない。「其四十六詛注稿」(『未名』十六号掲載、一九九八年三月) および「其四十七詛注稿」(『未名』十七号掲載、一九九九年三月)

参照。

A 原本「其五十」(定本「其五十三」)

一紙新聞出帝城 一紙の新聞 帝城より出づ

傳來令甲更文明 令甲を伝来して更に文明

曝簷父老私相語 簷に曝す父老 私かに相い語る

未敢雌黃信口評 未だ敢て雌黃 口に信せて評せず

〔押韻〕城・明・評(下平八庚)

B ①帝城 みやこ。『漢書』陳威伝に「即ち子公の力を蒙り、帝城に入るを得、死して恨みず。」②令甲 法令。もとは最初

の法令。『漢書』宣帝紀に「令甲に、死者は生くるべからず。」顔師古注に「文類曰く、……令甲なる者は、前帝の第一令なり。」

③曝簷 ひなたぼっこ。「曝」は日に晒す。「簷」はのき。明の黄淳耀「病起書懷」詩(『陶菴全集』卷十三)に「樹に倚らば暮に

禽集り、簷に曝せば初めて日和やかなり。」④雌黃 みだりに批評すること。『水経注』渠に「夷甫は体は俊令を荷くと雖も、口

は雌黃を擅にし、君親を汙辱し、罪を羯勒に獲。」⑤信口 口にまかせる。白居易「答故人」詩(『白氏長慶集』卷七)に「書を

読むも未だ百卷ならず、口に信せて風花を嘲す。」第四句は「信口雌黃」とすべきところを、平仄の都合で語順を入れ替えたもの。

C 一枚の紙の新聞が都から出されると、新聞は法令を伝え、さらに世の中は時勢に詳しくなり、より文化的になっていく。軒先でひなたぼっこをする年寄りがひそかに語りあう。みだりに評論して、口に任せてものを言うことは敢えてしない、と。

D 新聞紙は山陬海澨^{さんそうかいしん}、所として至らざる無し。以て時務を識り、以て是非を公にするは善し。然れども西人は一切の事は皆な此を藉りて以て達す。故に又た朝政を誹謗し、人の過ちを詆毀するの律有り、以て其の縦^{はしり}にするを防ぐ。輕ければ罰鍰^{ばつかん}を議し、重ければ則ち監禁せらる。日本は皆仿いて之を行う。日本の新聞紙中に時政を述べる者は、文明と曰わざれば、則ち開化と曰う。

E ①新聞紙 日本における最初の新聞は文久元（一八六一）年の長崎における英字新聞とされるが、その後さまざまな新聞が現れることとなる。明治八年六月に制定された新聞紙条例・讒謗律によって、言論統制を行うようになった。②山陬海澨 「山

陬」は山奥の辺鄙な場所。張説「喜渡嶺」詩（『張燕公集』卷八）に「洄沿す炎海の畔、登降す閩山の陬。」「海澨」は海辺。江淹「雜體詩」謝靈運・游山（『文選』卷三十二）に「且く桂水の潮に泛び、月に映じて海澨に遊ばん。」③時務 時勢。『漢書』朱博

伝に「帝王の道は必らずしも相い襲わず、各おの時務に繇る。」④罰鍰 罰金。『尚書』呂刑に「墨辟の疑わしきは赦す、其の罰は百鍰、其の罪を閔実す。」偽孔伝に「六兩は鍰と曰う。鍰は黄鉄なり。」

F 新聞紙は山奥でも海辺でも届かない所は無い。それによって世の中の情勢を知り、物事の是非が公になるのはよいことである。しかしながら、西洋人は一切のことをいずれもこの新聞を借りて通達するので、朝政を誹謗し、他人の過ちを誇ることにしている法律があつて、それによつて行きすぎを防ぐのである。輕微な違反であれば、罰金が科せられるが、重い場合は監禁される。日本はみなこれにならっている。日本の新聞紙の中で時政を述べるものは、（この明治維新の状況を）文明と言わなければ、開化と曰う。

G 定本の詩は「欲知古事讀舊史、欲知今事看新聞。九流百家無不有、六合之内同此文。」「其五十三詠注稿」（『未名』十七号掲載、一九九九年三月）参照。

（以上、林 香奈）

A 原本「其五十七」（定本「其六十」）

都繙孩兒赴甲科

^{すべて}都て^{がいじ}孩兒を^{おふ}繙りて 甲科に赴き

垂髻圍坐抱書哦

^{すいちよう}垂髻^{すい}圍坐して 書を抱きて^が哦す

閑來花面紛塗抹

閑來 花面 ^{みだ}紛れて塗抹し

愛挽師衣踏踏歌

師の衣を挽き踏踏として歌うを愛す

〔韻字〕科・哦・歌（下平五歌）

B ①孩兒 兒童。『後漢書』公孫述伝に「孩兒老母、口は万を以て数う」とある。

②甲科 もとは科挙試験の最も難しい科。

後に科挙試験を指す。高適「送桂陽孝廉」詩（『全唐詩』卷二四）に「桂陽の少年は西のかた秦に入り、数しば甲科を経るも猶

お白身なり」とある。

③垂髻 おさげ髪。転じて幼児を指す。陶淵明「桃花源記」（『陶淵明集』卷六）に「黃髮垂髻、並な怡然

として自ら楽しむ」とある。

④花面 花のように美しい顔。劉禹錫「寄贈小樊」詩（『全唐詩』卷三六五）に「花面の丫頭は十

三四、春來りて綽約として人に向かう時」とある。

⑤踏踏 足踏みして歌う様。明の高啓「楊白花」詩（『高太史全集』卷四）

に「美人 踏踏として臂を連ねて歌い、山長く水闊くして爾^{なんじ}を奈何せん」とある。

C 親はみな子供を背負つて幼稚園の試験場に赴く。園児たちは輪になつて座り、それぞれ本を持って声に出して読む。自由時間になると美しい顔をした園児はそれぞれ気ままにいろいろ塗りつけたり、先生の服をつかんで足踏みして歌うのが大好きである。

G 定本では詩を「連袂遊魚逐隊嬉、捧書挾策雁行隨。打頭栗鑿驚呼暴、悵憶兒童逃學時」と改めたが、自注は改訂なし。定本「其六十」訳注稿（『未名』十八号掲載、二〇〇〇年三月）参照。

A 原本「其六十」（定本「其六十五」）

莫嫌蠻語笑陬隅 蠻語を嫌い陬隅を笑うこと莫かれ

國字能通用有餘 國字 能く通じて 用うるに余り有り

丫髻女兒初弄筆 丫髻おまつの女兒 初めて筆を弄び

塗鴉便寄阿娘書 塗鴉とあして便ち阿娘はに書を寄す

「韻字」隅（上声七虞）・餘・書（上平六魚）

B ①蠻語 えびすの言葉。

②陬隅 蠻語で魚の意。『世說新語』排調に見える郝隆かくりやうの以下の故事に基づく。「郝隆は桓公の

南蠻參軍と為る。三月三日の会に詩を作る。能わざる者は罰酒三升なり。隆初め能わざるを以て罰を受く。既に飲むや、筆を攪りて便ち一句を作りて云う、しやうぐう 陬隅清池に躍ると。桓問う、しやうぐう 陬隅は是れ何物ぞ、と。答えて曰く、蠻は魚を名づけて陬隅と為す、と。桓公曰く、詩を作るに何を以て蠻語を作す、と。隆曰く、千里公に投じて、始めて蠻府の參軍を得たり。那ぞ蠻語を作らざるを得んや、と。」あくだ 媛は陬に同じ。また陸游「久客書懷」詩（『劍南詩稿』卷四）に「欸乃あくだの声は楚を饒めづり、陬隅の句は蠻を帶ぶ」

とある。③國字 ここでは仮名文字を指す。

④Y髻 髪を中央から左右に分けたあげまき。陸游『老学庵筆記』巻五に「一

日、老道人有り。状貌甚だ古にして、銅冠緋髻なり。一のY髻の童子 長柄の白紙扇を操り、後に従いて門を過ぐ」とある。

⑤

塗鴉 気ままに書や絵を書くこと。盧仝「示添丁」詩（『全唐詩』巻三八七）に「忽ち案上に来りて墨汁を翻し、詩書を塗抹する

こと老鴉の如し」とある。⑥阿娘 お母さん。王梵志「父母是冤家」（項楚『王梵志校注』巻五）に「阿耶あちは役の身に替わり、

阿娘ははは氣りて病死す」とある。

C 日本語を蛩語と嫌がつてえびすの言葉と笑うことなけれ。仮名文字だけで通じ合い、使用するには十分である。あげまき髪の少女が筆を持ったばかりでも、自由気ままに書いて、お母さんに手紙を送れるのだ。

D 其の土音は、四十七字に過ぎず。四十七音は皆支・微、歌・麻の二音の中に在り。伊呂波は衆音の統撰する所と為り、点画も又た簡にして、習い識るに易し。【後略】

E ①土音 その土地の言葉。唐の蕭穎士「舟中遇陸棣兄西帰数日得広陵二三子書知遅晩次沙埜西岸作」詩（『全唐詩』巻一五四）に「但だ土音の異なるを見、始めて程路の長きを知る」とある。②支微歌麻 平水韻において、支は上平四、微は上平五、歌は下平五、麻は下平六の韻。なお、上記の韻でイロハの四十七音をすべて包摂することはできない。

F 日本語の発音は四十七にすぎず、この四十七音はすべて支微と歌麻の二音の中に入っている。イロハは全部の音が包摂されているものであり、書くのも簡単だし、習ったり覚えたりするのもやさしい。

G 定本では詩を「不難三歳識之無、學語牙牙便學書。春蚓秋蛇紛滿紙、問娘眠食近何如」と改めているが、自注の冒頭部分は「其土音、不過四十七字、四十七音皆在文、微、歌、麻二音中、伊呂波為衆音所統攝、点画又簡、易於習識」を「伊呂波四十七文字、已総衆音、点画又簡、易於習識」と改訂し、以下は同じである。定本「其六十五」訳注稿（『末名』十九号掲載、二〇〇一年三月）参照。

A 原本「其六十一」（定本「其六十六」）

釋氏吳音儒漢語 釈氏は吳音 儒は漢語

後來更難蟹行書 後來 更に難う 蟹行の書

舌人口既經重譯 舌人の口は既に重訳を経たるに

學偏華言總不如 學びて華言を偏くするも総べて如かず

〔韻字〕書・如（上平六魚）

B ①吳音 日本の漢字音の一つ。古く中国南方系の音が伝来したもので、仏教用語などによつて後世に多く用いられる。②

蟹行書 蟹の歩くように横に書き進める文字。欧米の横文字。津田真道「開化を進むる方法を論ず」（『明六雜誌』三号）に「晚近

蟹行文字の我に入るや其始亦之を抑制したれども」とある。また、『明治文学全集』第五十三卷『正岡子規集』年譜（浅原勝執筆）

「明治七年（一八七四）八歳」によると、外祖父で松山藩の儒学者である大原観山（一八一八―一八七五）から「終生不説蟹行書」という結句の七言絶句などを書き與えられたという（筑摩書房、一九七五年、四二二頁）。なお、『人境廬詩草』卷七「統人詩」其十に「曾て菩薩処胎卷を觀、又た那須の国造碑を訪う。直ちに蛇行を引きて蟹足を横たえて、而今安んぞ此の毛錐を用いん」と

あり、その自注に「巖谷修、日下部東作は皆な書法に工みなり。日本 西人を謂いて蟹行書と為す。而して伊呂波の仮名は乃ち蛇を画くが如し」とある。③舌人 通訳者。『国語』周語中に「故に諸を門外に坐せしめて、舌人をして体のままに之を委与せしむ」とあり、韋昭の注に「舌人は能く異方の志を達し、象胥の官なり」とある。④重譯 何度も翻訳を重ねること。『史記』三王世家に「遠方の殊俗は重訳して朝し、沢は方外に及ぶ」とある。

C (日本語には) 仏教用語には呉音が多く、儒教の經典には漢語が多く用いられる。近年では更に欧米の横文字が混ざるようになった。通訳の口を経て何度も翻訳が重ねられたため、中国語をよく学んだとはいえ、やはり本場の発音には及ばない。

D 【前略】日本の全国の音は、惟だ北海道のみ歧異有りて、其の余は同じきに従う。然れども士大夫の文言、語長くして助詞多く、平民と甚だ殊なる。若し市井商賈の言を以て縉紳に施せば、則ち耳を塞ぎて退けり。故に其の語に通ずるを求むるは甚だ難し。字同じくして声異なり、語同じくして読異なり、文同じくして義異なる。故に其の文を訳すを求むるも亦た難し。

E ①北海道 原本では誤って「此海道」に作る。②縉紳 高位高官の人。もとは笏を紳に搢む意。『史記』封禪書に「其の語 経に見ず、縉紳者 道わらず」とある。

F 日本全国の発音では、北海道だけが異なっているが、その他はみな大体同じである。しかし文人たちの書いた

文章は、文が長くて助詞が多く、庶民とかなり離れている。もし市井の商人の言葉を高位高官の人たちに聞かせたら、耳を塞いで逃げてしまふだろう。だから、日本語に精通するのは極めて難しいことである。日本語は字が同じでも発音が異なったり、語が同じでも読み方が異なったり、文が同じでも意味が異なったりする場合がある。だからその文章を翻訳しようとしても、また難しい。

G 定本では詩を「難得華同是語言、幾經重譯幾分門。字鬚丁尾行間滿、世世仍憑洛誦孫」と改めているが、自注では後半の「日本全国音」以下を「其讀漢文多顛倒讀之、注上中下甲乙等字於行間以爲識、間附土音爲釈、物茂卿所謂句有鬚、丁有尾也」と改訂している。定本「其六十六」訳注稿（『未名』十九号掲載、二〇〇一年三月）参照。

A 原本「其七十二」（定本「其七十七」）

幾人漢魏溯根源 さかのぼ 幾人か漢魏の根源に 溯る

唐宋以還格尚存 こゝかた 唐宋より以 還 格尚お存す

難怪雞林賈爭市 怪しみ難し 鷄林賈の争いて市うを あきな

白香山外數隨園 白香山の外に 隨園を数う

〔韻字〕源・存・園（上平十三元）

B ①第三句 鷄林は新羅、賈は商人。『旧唐書』や『新唐書』の白居易伝によると、白居易の詩が当時もてはやされているのを知って、新羅の宰相が金に糸目をつけずに欲しがっているからと、新羅の商人が白居易の詩を買い求めたという故事に拠る。定

本「其七十七」訳注稿B①参照。 ②白香山 唐の詩人白居易（七七二―八四六）。字は樂天、号は香山居士。その詩文集『白氏

文集』は平安時代に日本に伝わり、広く愛読された。③隨園 清の詩人袁枚（一七一六―一七九七）。字は子才、号は隨園。沈德潜らの唱える格調説（復古主義）に対し、性情の発露にしたがって自由に歌うことを主張する性靈説を唱えた。平明なその詩風は白居易に通ずるところがあるとされている。著に『小倉山房文集』『隨園隨筆』『隨園詩話』などがある。

C 多くの人たちが漢、魏までその源を遡り、日本では唐宋以降の格調が依然として残されている。どおりで朝鮮の商人が競って黄金を費やして白居易の作品を買い求めるわけだ。それ以外には袁枚のものが数えられる。

D 【前略】余 素より絶句を為す能わず。此の卷 意は事を隸しるすに在り。乃ち南宋雜事詩、灤陽雜咏らんようの例に仿い、排比して之を成す。東人 之を見て、転笑して東施の顰ひそみに效うと為さざる者は幾ほとんど希なり。

E ①南宋雜事詩 清の雍正元（一七二三）年から雍正二（一七二四）年にかけて、七名の杭州詩人沈嘉轍、吳焯、陳芝光、符曾、趙昱、厲鶚、趙信によって作られた、南宋の都臨安の遺事を題材とした詩集。符曾が百一首を詠じた他は、六名がそれぞれ百首ずつを詠じ、計七百一首の大規模な雜事詩であり、それぞれの詩の後に注が施され、明の田汝成の『西湖遊覽志』『西湖遊覽志余』を補うものとして作成された。引用された文献は千種近く、史実の考証にも資するため、高い文献的価値を有する。②灤陽雜咏 『灤京雜詠』の誤り。元の楊允孚の撰。一卷百八首。元の上都灤京での避暑、行幸などを詠じたもの。③東施效顰 東施が西施の顰ひそみにならう。身の程を知らずにむやみに他人をまねることのたとえ。『莊子』天運の以下の故事に基づく。「故に西施 心を病みて其の里に贖ひびするに、其の里の醜人 見て之を美とし、歸りて亦た心を捧じて其の里に贖す。其の里の富人は之を見て、堅く門を閉して出でず。貧人は之を見て、妻子ひつこを挈ひきげて去りて走り。彼は贖の美なるを知るも、贖の美なる所以を知

らず。」贖は贖みの意。④幾希 ほとんではない。『孟子』離婁下に「人の禽獸に異なる所以の者は、幾ど希なり。庶民は之を去り、君子は之を存す」とある、趙岐の注に「幾希は無幾なり」とある。

F 私はもとより絶句を作るのが不得意であつたが、この二巻の意図は事を述べるところにある。故に『南宋雜事詩』や『濔京雜詠』の例に倣つて、詩と注を配列させた。日本人はこれを読んだら、私を東施が西施の顰に倣うような、身の程知らずと、笑わないものはいないであらう。

G 定本では詩を「豈獨斯文有盛衰、旁行字正力横馳。不知近日雞林賈、誰費黃金更購詩」と改め、自注では上記の部分「近世文人、變而購美人詩稿、譯英土文集矣（近世の文人、變じて美人の詩稿を購い、英土の文集を訳せり）」と改めている。定本「其七十七」訳注稿（『未名』二十二号掲載、二〇〇四年三月）参照。

A 原本「其七十三」（定本「其七十八」）

處胎累劫出經藏 處胎 劫を累ねて經藏より出づ
片羽猶留熟昏黃 片羽猶お留む 熟紙じゆくしの黃
晝夜六時丁甲守 晝夜六時 丁甲の守りありて
一千餘載墨猶香 一千餘載 墨猶お香ばし

〔韻字〕 藏・黃・香（下平七陽）

B ①處胎 『菩薩処胎經』のこと。後秦の竺仏念の訳。釈迦が入滅の時に母胎に処して阿難らに説法したもの。『大正新脩大

『藏經』第十二卷三八四番に収録。五帖のうち、第二、第三、第四の三帖は西魏時代の書写であり、原跋によると、西魏の大統十六（五五〇）年二月八日に、陶忤虎ら三十人が仏法興隆のために発願して、広く西魏国内の仏典を捜し求め、陶蘭寺において前後二年をかけて書写作業を完成させ、一切衆生の仏道成就を祈願したものであるという。出土品ではなく人によって伝えられたものとしては現存最古の写経とされる。一九五二年三月国宝に指定。一八七八年、処胎経を蔵する知恩院の僧養鸕^{うかいじろう}徹定（一八一四～一八九二）が何如璋公使に跋文を依頼した際、沈文榮が代行したものは第二卷の奥書に見える。定本「其七十八」訳注稿G参照。②累劫 長い年月を重ねること。劫は梵語^{kalpa}の音訳。『弘明集』正誣論に「今は其の能く衆惡の裁を掘り、三毒の燼を滅ぼし、五戒の善を修め、十徳の美を尽くすを以て、之を累劫に行い、倦みて已まず」とある。③片羽 伝説上の神獸吉光から出た一枚の羽。詩文や書画などの逸品のたとえ。明の王世貞「題三呉楷法十冊」其五（弇州上人四部稿）卷一三二に「此の本は乃ち故人の子の余に售りて、直を為すこと十千、因りて留めて此に置く。吉光の片羽に比するのみ」とある。④熟帀 帀は紙の異体字。生紙に加工を施して、書写適性を向上させた紙。宋、邵博『聞見後錄』卷二八に「唐人に熟紙有り、生紙有り。熟紙は所謂研妙して光を輝かす者なり」とある。⑤六時 仏教で昼夜を六分した念仏読経の時刻。すなわち晨朝・日中・日没・初夜・中夜・後夜の称。玄奘『大唐西域記』卷二「印度総述」に「六時は合せて一日一夜を成す。昼は三、夜は三」とある。⑥丁甲 六丁六甲のこと。道教に登場する天界の軍隊を指揮する神々。

C 『菩薩処胎経』は歴代の長い年月を経ても、その精美をきわめた絶品がなお、黄色い艶のある紙により經典として残されている。六丁六甲の神々が昼夜二十四時間にわたってそれを見守り、千年余りが過ぎても、今なお書写当時の墨の香りがしている。

G 定本では詩が「一千五百年前紙、在在神靈爲護持。如見古人如見佛、焚香百拜展經時」と改められ、自注では「蓋日本喜收藏」以下の「所患惟火災、然皆作石室藏之（患う所は惟だ火災のみ。然して皆な石室を作りて之を蔵す）」の一文のみが定本では削除されている。定本「其七十八」訳注稿（『未名』二十二号掲載、二〇〇四年三月）参照。

（以上、劉 雨珍）

（本稿は科学研究費基盤研究C（課題番号22K00366）による研究成果の一部である。）

（はやしかな・京都府立大学教授）

（りゅううちん・南開大学教授）